

地方議会議員年金制度の廃止措置を講ずる法案の 早期成立を求める決議

市町村議会議員の年金財政は、平成の大合併の大規模かつ急速な進展による議員数の大幅な減少と受給者の増加に伴い急激に悪化し、本年6月には積立金が枯渇し破綻を迎えようとしている。

のことから、地方議会議員年金制度の見直しについて検討が重ねられてきたが、総務省は、本年1月、全国市議会議長会のこれまでの要望を踏まえた「地方議会議員年金制度見直しについての総務省の対応方針」を示し、地方議会議員年金制度を本年6月1日をもって廃止するとともに、廃止に伴う措置を講ずる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案を今通常国会に提出することとしている。

国においては、市町村議会議員の年金財政の危機的な現状に鑑み、本年6月1日をもって行うこととする上記措置が確実に実施されるよう、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案の早期成立を強く求める。

以上決議する。

平成23年2月9日

全国市議会議長会